

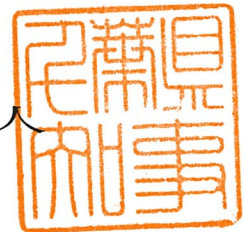
様式第3－1号

令和8年6月22日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関を登録したので、同条第6項の規定により公示する。

千葉県知事 熊谷 俊人



登録番号	133	登録年月日	令和8年6月22日				
登録検査機関の名称		株式会社かわ屋					
代表者氏名	代表取締役 川原 純						
主たる事務所の所在地	千葉県印旛郡栄町四ツ谷8番地2						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
千葉県	川原 純	玄米	K122026027				
	高村 祐介	玄米	K122026028				
	高村 隆太	玄米	K122026029				
備 考	新規登録						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。